

## 地方独立行政法人静岡市立静岡病院職員倫理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人静岡市立静岡病院就業規則（以下「就業規則」という。）第7条の規定に基づき、地方独立行政法人静岡市立静岡病院の職員の倫理の保持に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、次の各号に掲げる者に適用する。

- (1) 地方独立行政法人静岡市立病院と期間の定めのない雇用契約を締結した職員
- (2) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定により地方独立行政法人静岡市立静岡病院に派遣された職員

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者等 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のための行為を行う場合における個人に限る。）をいい、その役員、従業員、代理人その他の者（以下「役員等」という。）が事業者等の利益のための行為を行う場合は、当該役員等を事業者等とみなす。
- (2) 利害関係者 職員が職務として携わる事務について特別の利害関係のある事業者等及び個人をいう。

(倫理原則)

第4条 職員は、地方独立行政法人静岡市立静岡病院（以下「法人」という。）の業務の公共性を自覚し、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

- 2 職員は、常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。
- 3 職員は、利害関係者からの贈与等を受けること等の公正な職務の執行に対する疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。
- 4 職員は、職務の遂行に当たっては、地方独立行政法人静岡市立静岡病院定款第1条の目的を達成するため、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。
- 5 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が法人の業務に対する信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。

(利害関係者との間における禁止行為)

第5条 職員は、利害関係者との間で次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 金銭、物品又は不動産の贈与を受けること。
- (2) 供応接待を受けること。
- (3) 金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- (4) 無償で物品又は不動産の貸付け（利害関係者がその費用を負担する場合を含む。）を受けること。
- (5) 無償で役務の提供（利害関係者がその費用を負担する場合を含む。）を受けること。
- (6) 未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項の金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。

2 前項第1号の規定の適用については、職員が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

（利害関係者との間における禁止行為の例外）

第6条 職員は、前条の規定に関わらず、次の各号に掲げる行為を行うことができる。

- (1) 通常一般の儀礼の範囲の、香典又は供花その他これらに類するもの、並びに利害関係者から一般に配布するための宣伝用物品、通常一般の儀礼の範囲の記念品その他これらに類するものの贈与を受けること。
- (2) 会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受け、簡素な飲食物の提供を受けること。
- (3) 多数の者が出席する式典、祝賀会又はこれらに類する会合において、利害関係者から他の出席者と同程度の飲食物の提供を受け又は利害関係者と共に飲食をすること。
- (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、利害関係者がその業務等において日常的に利用している事務用品等の貸付けを受けること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、社会通念上職務の公正さを損なうおそれがないと認められる行為を行うこと。

2 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。）があるものであって、利害関係者に該当するものとの間においては、職員と利害関係者の職務上の利害関係の

状況及びその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条の規定に関わらず、これらの行為を行うことができる。

- 3 職員は、病院長が、職員と利害関係者の職務上の利害関係の状況及びその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する疑惑や不信を招くおそれがないと認めて許可した場合には、前条の規定に関わらず、これらの行為を行うことができる。

(贈与等の報告)

第7条 管理職員（職員のうち、地方独立行政法人静岡市立静岡病院職員給与規程に規定する管理職手当の支給を受ける職員をいう。）は、前条第2項及び第3項の規定により第5条に定める行為を行ったときは、遅滞なく当該行為の内容を記載した報告書を病院長に提出しなければならない。

(利害関係者以外の者との間の禁止行為)

第8条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返して受ける等通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

- 2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場合に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(講演等に関する規制)

第9条 職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演（営利企業等の従事について別に理事長の許可を得てするものを除く。以下「講演等」という。）をしようとする場合は、あらかじめ病院長の承認を得なければならない。

- 2 病院長は、利害関係者から受ける前項の報酬に関し、職員の職務の種類又は内容に応じて、職員に参考となるべき基準を定めるものとする。

(所属長の責務)

第10条 所属長は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) この規程の適用に関する職員からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
- (2) 職員が特定の者と疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、倫理の保持に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。